

# こんなことが決まりました

6月定例議会は、6月9日から14日間の会期で開かれました。  
審議内容の主なものは以下のとおりです。

(特に本会議場で議論になった項目を中心に明記しています)

## ★平成28年度6月補正予算

一般会計 **3億9162万円 増額**  
特別会計 **430万2千円 減額**

報告3件、専決処分3件、条例2件、  
予算関係5件、連携協約1件、人権擁護  
委員の推選1件、合わせて15件の議案  
等が提出され、うち8件が各常任委員会  
に付託。

十分な議論を経て、全案件を全員一致  
または賛成多数で可決した。

(詳細はP4～8に)

## ★請願2件

請願2件を総務産業建設常任委員会に  
付託。

十分な議論を経て、請願2件を反対多  
数で不採択とした。

(詳細はP6、8に)

## 専決処分事項3件の内容と承認は

### 専決処分 (条例改正等)

③① 平成27年度松前町  
一般会計補正予算第6号

地方創生加速化交付  
金の活用による、地場  
産業の活性化のための  
経費が早急に必要に  
なった。

※次ページ参照

補正額 3千万円

(全員一致で可決)

③② 松前町税条例等の  
一部を改正する条例

地方税法の一部を改  
正する法律等が平成28  
年3月31日に公布され  
たことに伴い、松前町  
税条例等の一部を改正  
する必要が生じた。

改正の主な内容

◎法人町民税の法人税割  
の税率に係る規定の整  
備

(現行) 12・1%

(改正後) 8・4%

◎車体課税の事項に係る  
規定の整備  
◎固定資産税の特例処置  
の事項に係る規定の整  
備

(全員一致で可決)

◎松前町国民健康保険  
条例の一部を改正する  
条例

条例

地方税法等の一部を改  
正する法律等が平成28年  
3月31日に公布されたこ  
とに伴い、松前町国民健  
康保険条例の一部を改  
正する必要が生じた。

改正の内容

◎国民健康保険税の基  
礎課税額に係る課税限  
度額の引き上げ  
(現行) 52万円

(改正後) 54万円

◎国民健康保険税の後  
期高齢者支援金等課税  
額に係る課税限度額の  
引き上げ  
(現行) 17万円

(改正後) 19万円

◎国民健康保険税の軽  
減の対象となる所得基  
準の引き上げ  
(5割軽減)

(現行) 軽減基準額

基礎排除額(33万円)

+ (26万円×★)(被保険

者数+特定同一世帯所属  
者数)

(改正後) 軽減基準値  
+ 基礎排除額(33万円) +  
(26・5万円×★)  
(2割軽減)

(現行) 軽減基準額  
+ 基礎排除額(33万円) +  
(47万円×★)

(改正後) 軽減基準額  
+ 基礎排除額(33万円) +  
(48万円×★)

次ページで説明

※ 特定同一世帯所属者  
数とは、後期高齢者医  
療制度に移行したこと  
により国民健康保険の  
資格を喪失した方で、  
以前からの世帯に属し  
ている方(5年を経過  
するまで)  
(全員一致で可決)

※専決処分とは

議会で決定すべき事項  
を緊急時等に限り、町長  
が議会に代わって決定す  
ること。